

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催等に係る Q & A

令和 3 年 10 月

令和 4 年 8 月一部改定

令和 6 年 7 月一部改定

日本薬剤師会

●研修会の開催について

Q 1. 研修会の開催はどの程度の頻度で必要か。

A 1. 都道府県薬剤師会におかれては、年に 1 回以上の開催をお願いしたい。地域の医薬品提供体制整備のため、より多くの薬剤師が受講できるような機会を設けていただくようお願いしたい。

Q 2. Web での開催は可能か。

A 2. 開催都道府県薬剤師会において、受講者の受講確認ができる方法で行うことで可能とする。例えば、ログ（記録）により、受講者のログイン・ログアウトの時間が確認できることや、複数のパスワードを設定し、修了証発行と引き換えること。

なお、オンデマンドによる開催も可能であるが、開催方法に拘わらず、受講者から質問を受け付けることや質疑対応等が発生した際に対応できるよう、都道府県医師会および産婦人科医会との十分な連携、回答等の体制整備をお願いしたい。

Q 3. 講師となる産婦人科医の人選はどのように行うとよいか。

A 3. 令和元年 12 月に日本産婦人科医会が都道府県産婦人科医会向けの研修会を開催している。同研修会に参加された産婦人科医を招聘することが想定されるが、都道府県医師会および産婦人科医会と調整の上、決定されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、講師を招聘しての研修会の企画が困難であるという声も寄せられたことから、DVD の映像教材を用いることも可能とした（令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業にて作成。令和 3 年 6 月 11 日付け日薬業発第 80 号にて既報）。その際にも Q2 のとおり、質疑対応等のための体制を整えること。

Q 4. 標準プログラムに記載された項目以外に追加は可能か。

A 4. 標準プログラムを網羅した上で、都道府県薬剤師会の工夫により研修内容を追加することは可能。事例として、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを招聘する等の取組を行っている都道府県薬剤師会もあり、積極的に検討されたい。

Q 5. 他の都道府県の薬局に従事する薬剤師の受講は可能か。

A 5. 受講者を受け入れるかは、開催する都道府県薬剤師会の判断によるものであるが、地域の医薬品提供体制に資することが目的であることを踏まえ、開催要領では、「原則として、研修実施県内の薬局に従事する薬剤師であること」としている（Q 9 も参照）。

●研修会修了者・修了者名簿について

Q 6. 研修修了者は、修了後も毎年受講（更新等）が必要か。

A 6. 本研修は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和2年1月17日付け薬生総発 0117 第7号、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長）を基に行っており、更新については定められていない。研修後も、継続的な自己研鑽に努められたい。

なお、異動等があった場合でも受講した都道府県に関わらず研修修了証は有効である（Q 8 も参照）。

Q 7. 研修修了者である薬剤師が休職等をする場合の対応は。

A 7. 厚生労働省が公表している名簿については、休職中等で実際に対応ができない薬剤師は掲載しないこととしている。薬局においては、研修修了者が休職等する場合、「変更届」の「ケ. 研修を修了した薬剤師人数」及び「コ. 研修を修了した薬剤師氏名」に変更内容を記載（薬局に研修修了者が誰も在籍しなくなる場合は「ア. 薬局名」の「変更後」の欄に「一覧から削除」と記載）し、薬局の所在する都道府県薬剤師会に提出する。都道府県薬剤師会は、その「変更届」を厚生労働省に電子媒体により提出すること。

Q 8. 研修修了者である薬剤師が異動する場合の対応は。また、他の都道府県に異動した場合に必要な対応は。

A 8. 異動前の薬局及び異動先の薬局は、A 7と同様に「変更届」を所在する都道府県薬剤師会に提出すること。

なお、他の都道府県へ異動する場合は、異動先の薬局は、「変更届」に研修修了証の写しを添付すること。

Q 9. 「変更届」に研修修了証の写しの添付が必要なケースは。

A 9. 以下の両方に当てはまる場合、当該薬剤師が研修修了者であることを証明するために、研修修了証の写しをあわせて提出すること。

- ・「コ. 研修を修了した薬剤師氏名」を変更（追加）する場合
- ・当該薬剤師が研修を受講した都道府県薬剤師会と薬局が所在する都道府県の都道府県薬剤師会が異なる場合

Q 10. 他の都道府県の薬局に従事する薬剤師が受講した場合（Q 5も参照）の厚生労働省に提出する「新規研修修了者一覧」の取扱いは。

A 10. 当該薬剤師も含めた「新規研修修了者一覧」を作成し、厚生労働省に電子媒体により提出する。

Q 11. 研修会を2回以上開催した場合、「新規研修修了者一覧」は過去開催分とあわせて全修了者分を提出するのか。それとも各回の修了者分のみを追加で提出するのか。

A 11. 全体を再度提出する必要はなく、追加提出のみでよい。

Q 12. 研修修了者から研修修了証の再発行の希望（紛失や毀損等）があった場合の対応は。

A 12. 都道府県薬剤師会において「再発行」の旨を記載の上、再発行するものとする。再発行の手順及び費用は都道府県薬剤師会において定める。

●その他制度等について

Q13. 本研修会を修了していない薬剤師は、緊急避妊薬の調剤はできないのか。

A13. 対面診療により発行された処方箋の調剤に関しては、薬剤師の研修について規定はないが、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤を行う際には本研修会受講の必要がある（※）。診療方法（対面・オンライン）を問わず調剤が行える体制整備のためには、本研修会の受講が求められる。

※本研修会は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤についての「研修を受けた薬剤師による調剤」にかかる研修会。

本研修会の内容には、緊急避妊薬を調剤し服薬指導を実施する上で必要な基本的事項が含まれている。薬剤師は、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する事項のみならず、性と避妊・女性の健康についても知見を深めることが重要であるため、自己研鑽に励み、地域住民のライフプランに寄り添ったサポートを提供されたい。

Q14. 緊急避妊薬の価格設定はどのように行うべきか。

A14. 薬価の設定はなく、薬局が任意で設定するものとなる。近隣の対面診療を行う産婦人科での料金設定や、夜間対応を考慮して決定されたい。なお、薬剤師会（事業者団体）が商品又は役務に関し価格の決定等を行うことは、独占禁止法に抵触するおそれがあることに留意されたい。